

令和8年度 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

「介護福祉士実務者研修受講資金（実務者研修受講資金貸付事業）」は、介護福祉士国家試験を実務経験ルートで受験する方で、“介護福祉士実務者研修”を受講している方に、受講に必要な資金を貸付する制度です。

介護福祉士資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で介護等の業務に2年間*継続して従事された場合、貸付金の返還免除の申請が可能となります。

※介護福祉士として730日在籍したうちの360日（月平均15日）以上または週20時間以上を2年間継続することが必要です。

在学中の実務者養成施設より貸付申請書類を入手し、申請に必要な書類をそろえたら、実務者養成施設へ提出してください。提出された書類は、実務者養成施設が取りまとめて福祉人材センターへ提出されます。

※申請書は実務者養成施設経由でのみ受け付けます。

<貸付申請受付期間>

令和8年4月1日（水）～貸付枠数が上限に達し次第受付終了

※貸付申請期限は令和8年9月30日（水）（当日消印有効）となりますが、その前に貸付枠が上限に達した場合は受付終了とさせていただきます。

<貸付額>

200,000円以内 一人 1回限り（無利子）

※実務者研修費用（授業料、教材費）・参考図書・交通費・国家試験の受験料 等

<貸付要件等> 次の1～6をすべて満たす方が対象です

- 1 実務者養成施設への申請書類提出時に、実務者養成施設に在学中の方（※1）
- 2 実務者養成施設への申請書類提出時に、神奈川県内で介護等の業務に従事している方
- 3 実務者養成施設への申請書類提出時に、介護職として3年間以上従事しており、介護福祉士国家試験の受験要件を満たしている方（実務経験を見込みで受験する方は対象外）
- 4 介護福祉士の資格登録後、神奈川県内の事業所または施設で2年間継続して介護職に従事する意思のある方（※2）
- 5 貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方（※3）
- 6 実務者養成施設への申請書類提出時点で65歳以下の方

（※1）自宅学習を含めた実務者研修（合格対策講座等は除く）の受講開始日から実際の修了日まで

（※2）添付資料 別表1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】を参照

（※3）令和8年度の貸付を受けた方は、令和9年1月実施の介護福祉士国家試験の受験をすること。

研修が修了しなかったり受験申込を失念した等の理由により受験ができない場合、貸付金は返還となります。

<連帯保証人>

- ・本貸付では連帯保証人を1人立てていただく必要があります。
- ・日本国内に居住しており、貸付申請時に20歳以上80歳以下で前年度の収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方
- ・外国籍の方は在留資格が永住者であること
- ・連帯保証人は返還となった場合、借受者とともに返還する義務があります。
- ・連帯保証人は、自身が借受者となることはできません。また、複数の連帯保証人となることはできません。

※申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。

◆貸付申請手続きの主な流れ

I 申請書類の準備

- 鉛筆・消せるボールペンや浸透印（スタンプ式印鑑）は使用しないでください。
- 留意事項（※1）が守られていないものや書類が不足している場合は受付できません。

<申請手続きに必要な書類>

書類名	留意事項（※1）
① 貸付申請書 （様式1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 別添の記入見本を参考に記入してください ● 連帯保証人の欄は、全て連帯保証人にて記入してください ● 申請者と連帯保証人は別々の印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください ● 住所、氏名は住民票の記載内容と同様に記入してください （㊟住民票と異なる住所に居住している方は申請できません）
② 現在の従事先からの 業務従事期間証明書 （様式7）	<ul style="list-style-type: none"> ● 発行から3ヶ月以内のもの ● 実務者養成施設への提出時に神奈川県内で介護等の業務に従事中であること（㊟退職した方、無職の方は対象外となります）
③ 在学証明書	実務者養成施設発行のもの（目安として発行日から6ヶ月以内のもの）
④ 住民票 （申請者と連帯保証人）	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者および連帯保証人の分（申請者と連帯保証人が同一の住民票に記載されている場合は1通で可 ただし各々の生年月日が確認できること） ● 発行から3ヶ月以内のもの ● 本籍地・マイナンバーの記載のないもの ※外国籍の方の場合、国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの
⑤ 個人情報の取扱いに ついての同意書 （様式8）	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者・連帯保証人の署名、捺印が必要となります ● 申請者と連帯保証人は別々の印鑑（朱肉を使う印鑑）を使用してください
⑥ 申請前の確認事項	貸付申請の要件を満たしているか、提出前に必ず確認してください ※貸付要件を満たしていない貸付申請については不受理となります
⑦ 申請書類提出チェック リスト	提出前に必ずチェックしてください

★①～⑦のほかに貸付審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

★提出された貸付申請書類は返却いたしません（不受理を除く）。

II 貸付申請書提出

実務者研修受講期間中に実務者養成施設に申請書類を提出してください。

※貸付枠数上限に達し次第受付終了

III 貸付申請書受付

実務者養成施設は受講生から申請書類の提出を受けしたら、取りまとめのうえ、福祉人材センターへ申請書類を送付します。

そのため、実務者養成施設への提出から福祉人材センターでの受け付けまでは一定期間かかります。

IV 貸付審査開始

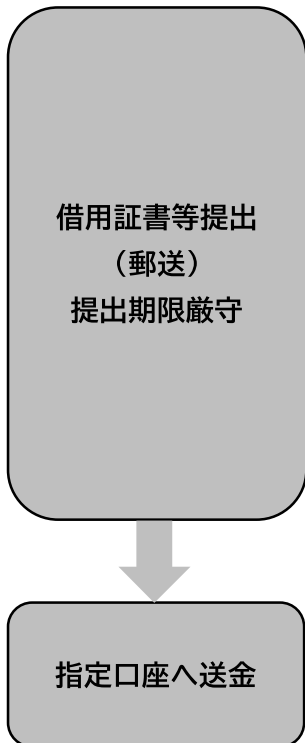
福祉人材センターにて申請書類受理後、貸付審査を開始します。審査結果によっては、貸付できない場合があります。また、審査内容等についてはお答えできません。

V 貸付決定

審査の結果（貸付の可否）は、福祉人材センターより申請者および連帯保証人それぞれへ郵便でお送りします。
申請から決定までおおむね2ヶ月程度かかります。通知が届くまでお待ちください。

◆貸付決定後の主な流れ

貸付決定された方に、貸付決定通知書とその後のお手続きに必要な書類を郵便でお送りいたします。
⇒詳細については、貸付決定後にお送りする「介護福祉士実務者研修受講資金の手引き」をお読みください。



借用証書等必要な書類について、貸付決定通知と同封の案内及びチェックリストを参照しながら揃えてください。

- ①借用証書 ②重要事項説明書
- ③印鑑登録証明書（借受者、連帯保証人各1部ずつ）
- ④振込依頼書 ⑤振込口座の通帳コピー

※借用証書には、収入印紙の貼付及び割印、借受者と連帯保証人による署名及び実印での捺印が必要となります。

※提出期限までに福祉人材センター宛てに郵送にて提出してください。

⇒提出期限は、貸付決定日よりおおむね1ヶ月後となります。

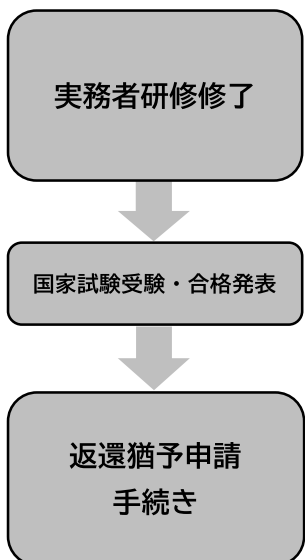
提出期限を過ぎた場合は、借用証書は無効となり、貸付することができません。

※配達記録が残る「簡易書留」「レターパック」での提出をお薦めします。

指定口座に一括で送金します。送金後に「送金のお知らせ」を郵便でお送りします（送金まで、おおむね1ヶ月程度かかります）。

※送金日の指定、送金日の事前お知らせ等については対応していません。

◆実務者研修修了後から国家試験受験までの手続きについて



研修修了後に実務者養成施設より「実務者研修修了証明書」が発行されます。

※「実務者研修修了証明書」のコピーが返還猶予申請時に必要となります。

！！注意！！

・修了証明書の原本は試験センター提出用となりますのでご注意ください。

国家試験結果発表後は、返還猶予申請の手続きが必要となります。

・3月下旬頃、福祉人材センターより手続き案内を郵便でお送りします。

・合格か不合格かによって手続きが異なります。

※令和7年度から導入された「パート合格」について

本貸付制度では「貸付申請年度の翌々年度までに全パートに合格し、介護福祉士の資格登録をすること」が必要です。

※上記の手続きは、試験センターの資格登録手続きとは異なります。

【留意事項】

- 養成施設より「実務者研修修了証明書」が発行されたら、必ず福祉人材センター提出用にコピーを1枚とって保管しておいてください。
- 福祉人材センターより「国家試験結果発表後の返還猶予申請手続きのご案内」を3月下旬頃郵送します。

<貸付金の返還猶予について>

●介護福祉士国家試験に合格した場合、介護福祉士登録後、神奈川県内の事業所または施設で「介護等の業務」に従事する2年間について、返還猶予申請のお手続きが必要となります。

※介護福祉士国家試験合格後は速やかに介護福祉士登録のお手続きをしてください。

●介護福祉士国家試験に合格しなかった場合は、貸付申請年度の受験からその翌々年度の受験まで、貸付金返還の猶予期間とすることが可能です。

<貸付金の返還免除について>

以下をすべて満たした場合に、返還免除の申請が可能となります。

- ① 実務者研修を修了後、介護福祉士の国家試験に合格し、合格後1年以内に介護福祉士登録を行う
- ② 介護福祉士登録後、神奈川県内の事業所または施設で「介護等の業務」にて2年間継続して従事する
→「2年間継続して従事」とは、介護福祉士として730日在籍したうちの360日（月平均15日）以上または週20時間以上の従事となります。※家族の扶養の範囲で従事している方についても、免除要件を満たす従事が必要となります。

◆返還免除対象の「介護等の業務」とは◆

●添付資料 別表1【返還猶予または返還免除対象の「介護等の業務」に該当する施設および職種について】をご覧ください。

●次の業務は返還免除の対象外業務となります。

施設長・管理者などの管理業務、相談業務、事務員、運転手（送迎担当）、職業指導員など、主たる業務が介護業務でないもの

※保育士、看護師、理学療法士等の国家資格をお持ちの方については、介護福祉士として介護業務に従事することが必要となります。

※返還免除となるためには、返還免除申請書類での申請が必要となり、2年間の従事について確認し審査となります。

<返還となる場合について>

貸付申請年度の翌々年度までに介護福祉士試験に合格できなかった場合、また介護福祉士として継続して2年間以上介護等の業務に従事しなかったときは、貸付金を返還していただきます。貸付利子は無利子ですが、貸付申請時に返還となった場合の返還方法を定めることとなっており（10回以内）、その期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子が元金に対して発生します。

なお、研修修了後から返還免除となるまでの期間において、返還猶予申請、返還免除申請等に必要な書類を期限までに提出しないなど手続きが滞った場合、貸付金について全額返還となる場合があります。

【問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13F

TEL 045-312-4816 ※月～金（土日祝日除く）9：00～12：00、13：00～17：00